

平成20年3月19日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後 2時00分 開議)

(出席議員)

- | | | |
|-----|----|-----|
| 1番 | 南 | 政夫 |
| 2番 | 橘 | 照茂 |
| 3番 | 下池 | 外巳造 |
| 4番 | 須磨 | 隆正 |
| 5番 | 越後 | 敏明 |
| 6番 | 田中 | 正文 |
| 7番 | 寺岡 | 真貴子 |
| 8番 | 富澤 | 軒康 |
| 9番 | 櫻井 | 俊一 |
| 10番 | 林 | 一夫 |
| 11番 | 松浦 | 恒義 |
| 12番 | 戸坂 | 忠寸計 |
| 13番 | 小田 | 芳治 |
| 14番 | 辻 | 武美 |
| 15番 | 久木 | 拓栄 |
| 16番 | 木村 | 正男 |
| 17番 | 山本 | 辰榮 |
| 18番 | 稲村 | 幸雄 |

(議案説明のため出席した者の職氏名)

- | | |
|--------|------|
| 町長 | 細川義雄 |
| 副町長 | 坪野高志 |
| 副町長 | 綱木常一 |
| 総務課長 | 藤沢仁 |
| 富来支所長 | 二見博 |
| 企画財政課長 | 木坂孫信 |
| 監理課長 | 藤田好博 |
| 税務課長 | 柴田一廣 |

住 民 課 長	田 村 実
子育て支援課長	宮 本 俊 一
健 康 福 祉 課	笹 川 門 治
生活安全課長	西 清 一
商工観光課長	富 樫 一 就
農林水産課長	横 川 外 治
建 設 課 長	山 崎 脩 平
上下水道課長	山 本 政 直
富来病院事務長	古 川 吉 亮
会 計 管 理 者	金 谷 昭 一
教 育 長	青 山 源 隆
学校教育課長	向 畠 登
生涯学習課長	中 田 政 光
代表監査委員	岡 部 修

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	新 木 利 夫
書 記	西 清 孝
書 記	池 端 久 幸

(議事日程)

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 町長提出 議案第4号ないし第45号
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第3 各常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査事項の
閉会中の継続審査の件

(開 議)

林 一夫議長 これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1 . 諸 般 の 報 告

林 一夫議長 日程に入り、諸般の報告を行います。
諸般の報告は、お手元に配布のとおりであります。
諸般の報告を終わります。

日程第 2 . 町長提出 議案第 4 号ないし第 4 5 号
(委員長報告、質疑、討論、採決)

林 一夫議長 続いて、町長提出 議案第 4 号ないし第 4 5 号を一括して議題といたします。

以上の各案の、委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 越後 敏明 君。

越後 敏明総務 はい、議長。

常 任 委 員 長 総務常任委員長報告をいたします。

今定例会において、総務常任委員会に付託されました、議案 1 1 件について、1 7 日委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第 4 号「一般会計補正予算（第 7 号）」については、歳入で能登半島地震に係る災害支援金の追加や電源立地地域対策交付金、普通交付税を増額する一方で、各種事業の精算見込みに伴う町債の減額が主なもので、歳出では、各種事業費の減額分を財政調整基金や特別財政基金へ積立に充てるものが主なものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、電源関係国庫補助金、能登半島地震に伴う国県補助金などの財源充当額、洪水ハザードマップ作成費国県補助金や学校給食費負担金の減額理由、支所業務の人員配置、地籍調査事業の今後の動向について質問がなされ、担当課長から詳細な説明を受けるとともに、定員適正化計画に基づいた各世代の採用を図りながら行政改革を進めていってほしいとの要望もありましたので併せて申し添え致します。

次に、議案第 1 0 号「ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 1 号）」については、光ファイバーケーブルの電柱添架に伴い増額するも

のとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、電柱の使用料などについて質問がなされ、担当課長から詳細な説明を受けております。

続いて、議案第13号「町長の専決処分事項の指定に関する条例」については、町長の専決処分することができる、町の義務に属する損害賠償の額を定める条例の制定を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、対象となる損害賠償について質問がなされ、担当課長から説明を受けております。

次に、議案第14号「地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う関係条例」については、法改正に伴い、育時短時間勤務制度が創設されたことにより、条例の整備をするものとの説明を受け採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、勤務時間に応じた給与の支給について質問がなされ、担当課長から詳細な説明を受けております。

続いて、議案第15号「職員の自己啓発休業に関する条例」については、職員の身分を保有しつつ、修学や国際貢献活動のために、職務に従事しない休業制度の条例を制定するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、修学や貢献活動したことが生かされるような職員の配置・配慮願いたいとの要望もありました。

次に、議案第16号「自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例」については、改正された自治法に関連する条例の表記を削除するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第17号「ケーブルテレビ施設条例」については、ケーブルテレビ事業における業務内容等所要の事項を定めるため、条例を制定するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、広告又は宣伝放送の方針などについて質問がなされ、担当課長から詳細な説明を受けております。

次に、議案第20号「課制条例の改正」については、行政情報発信体制の一元化を図るとともに、高度情報化の推進に資するため改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第21号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正」については、児童生徒の健康課題に対応する学校医等について、報酬額を引き上げるものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、児童生徒の規模による報酬の取扱いについて質問がなされ担当者から詳細な説明を受けております。

次に、議案第29号及び第30号は、「工事請負契約の変更」についてであり、19年第4回定例会及び19年第1回臨時会において議決した工事請負契約に係るものであります。

まず、議案第29号は、ケーブルテレビ整備工事（施設装置設置工事）で、今回の変更は、放送のデジタル化など時代の潮流に対応するため、番組送出に係る設備をデジタルハイビジョン仕様に変更するものであり、議案第30号は、公共下水道事業富来浄化センター土木・建築工事で、今回の変更は、流入管布設箇所の地下水位が高いため、工法の変更及び工事の施工上、敷き鉄板の増工に伴うものとの説明を受け、それぞれ採決の結果、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、当初から見込むことのできるものは設計段階から取り入れ、変更する場合には当初契約の設計を検証すべきとの要望もありました。

その他にケーブルテレビ整備事業の進捗状況や同事業の繰越となる内容について、担当課長より詳細な説明を受けました。

以上、総務常任委員長報告といたします。

林 一夫議長 教育民生常任委員長 橘 照茂 君。

橘 照茂教育 はい、議長。

民生常任委員長 教育民生常任委員長報告をいたします。

今定例会において、教育民生常任委員会に付託されました議案について、13日、委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第4号「一般会計補正予算（第7号）」につきましては、民生費では保育所運営経費、能登半島地震災害援護資金事業費、衛生費で水道事業会計繰出金、教育費では小学校施設整備事業などを減額し、消防費で非常備消防一般経費を増額するなど事業費の精算見込みに伴う補正が主なものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決致しましたことを報告いたします。

審議に際し委員からは、臨時保育士等の当初見込み人員や公民館職員の業務分担についての質問がなされ、担当課長から詳細に説明を受けるとともに、予算措置するときには、適正な人員配置計画を立て業務に支障をきたすことのない様にとの要望もありましたので申し添え致します。

次に、議案第5号「国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」につきましては、医療費の増額及び拠出金額や納付金額の確定により増額するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、4月からの医療制度改革による「特定健診・特定保健指導」の内容についての質問があり、担当課長より詳細な説明を受けております。

続いて、議案第9号「介護保険特別会計補正予算（第3号）」については、事業の確定見込みによる人件費の減額をするものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号「町立富来病院事業会計補正予算（第3号）」については、収益的収支で院外処方を導入したことによる減額や資本的収入で寄付金、国庫補助金の受け入れによる増額を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、収支差引金額の今後の動向についての質問がなされ、事務長から詳細に説明を受けております。

続いて、議案第18号「後期高齢者医療に関する条例」については、4月から施行される後期高齢者医療制度の町が行う事務について条例を制定するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、普通徴収に係る保険料について、当初から未納が発生しないよう対応願いたいとの要望がありました。

次に、議案第22号「国民健康保険条例の改正」については、一部負担金の割合、葬祭費の支給要件や保健事業に関する規定などの改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

続いて、議案第23号「国民健康保険税条例の改正」については、後期高齢者医療制度の開始に伴い、その支援金分の賦課が必要となり税率を定め、また、特別徴収を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号「介護保険条例の一部を改正する条例の改正」については、介護保険料の激変緩和措置を、20年度においても実施するため所要の改正をするものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第25号「心身障害者医療費の助成に関する条例の改正」については、高齢者の医療の確保に関する法律に伴い、後期高齢者医療制度では任意加入となる一定の障害を持つ人に対して、同制度に加入したものとみなして算定し、償還払いとするものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、制度に加入しない方に対して、ひとり一人にアドバイスをすべきとの要望もありました。

なお、今定例会の付託案件ではありませんが、完成に伴うショートステイと土田小学校耐震補強工事の現地視察を行い、施設の状況や工事の進捗状況等について、担当課長より詳細な説明を受けました。

以上、教育民生常任委員長報告といたします。

林 一夫議長 産業建設常任委員長 富澤 軒康 君。

富澤 軒康産業 はい、議長。

建設常任委員長 産業建設委員長報告をいたします。

今定例会において、産業建設常任委員会に付託されました、議案 11 件について、12 日委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求め審査いたしましたので、その経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第 4 号「一般会計補正予算（第 7 号）」につきましては、農林水産業費で、産地づくり対策事業の減額、商工費では、シ・オンやフローリの管理運営経費の増額、土木費では町道・県道改良舗装事業やまちづくり交付金事業、災害復旧費では能登半島地震に伴う農地農業用施設、漁業施設や道路河川の事業費などの減額が主なものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、農林土木関係事業費の精算見込みに伴う減額理由、県営都市計画街路事業の進捗状況、公営住宅建設事業に係る土地購入費、シ・オンやフローリの管理運営及び工業団地工場誘致奨励金の実績等について質問がなされ、担当課長から詳細な説明を受けるとともに、公営住宅建設について、町内の需要を調査の上、対応願いたいとの要望もありましたので併せて申し添え致します。

次に、議案第 6 号「農業集落排水事業特別会計補正予算（第 5 号）」、議案第 7 号「公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）」、議案第 8 号「地域し尿処理施設整備事業特別会計補正予算（第 5 号）」については、いずれも事業の完了に伴う精算見込みによる補正が主なものとの説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、農業集落排水事業の激甚災害指定に伴う国庫補助金や処理場の運転管理委託について質問がなされ、担当課長から詳細な説明を受けております。

続いて、議案第 11 号「水道事業会計補正予算（第 5 号）」については、営業費用の修繕費や水道未普及地域解消事業の精算見込みにより減額するものなどが主なものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号「とぎ実験農場条例」については、指定管理者制度を導入するにあたり、管理施設として位置付けを行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第26号「特定地域合併処理浄化槽等の整備に関する条例の改正」については、検査手数料の改定に伴い所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号「魚のいない水族館条例の廃止」及び議案第28号「富来女性センター条例の廃止」については、建物や施設設備の老朽化に伴い多額の経費が予想されることや能登半島地震により被災し利用不可能となったため、取り壊すものとの説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審議に際し、委員からは関係団体や関係機関との協議などについて質問がなされ、担当課長より詳細な説明を受けております。

続いて、議案第31号「町道路線の認定」については、先の第4回定例会の時に現地調査を行い、認定要件に適合していることを確認済みであり、雨谷線を新たに町道として認定し、道路行政の拡充を図るものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号「とぎ実験農場の指定管理者の指定」については、財団法人志賀町公共施設等管理公社に指定するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審議に際し、委員からは管理公社を指定した場合、農場としての機能や運営について質問がなされ、担当課長より詳細な説明を受けております。

なお、その他にヤセの断崖整備工事の現況や周辺施設の状況、実験農場での野菜・果樹の栽培計画やそれに伴う地産地消の取組並びに農林水産課及び建設課所管の繰越予定の事業内容について、町長及び担当課長から説明がありましたので報告致します。

また、付託案件ではありませんが、町道認定要望箇所として3路線の現地確認を行っております。

以上、産業建設常任委員長報告といたします。

林 一夫議長 予算特別委員長 松浦 恒義 君。

松浦 恒義議員 はい、議長。

予算特別委員長 予算特別委員長報告をいたします。

今定例会において、町長から提出がありました平成20年度の一般会計ほか12会計の各予算について審査を行うため、去る7日に予算特別委員会が設置されました。

当委員会では、10日及び11日の2日間にわたり、町長をはじめ関係職員の出席を求めて委員会を開催し、付託されました13会計予算の全般について、審査をいたしましたので、その経過並びに結果についてご報告申し上げます。

委員会の審査経過につきましては、議長を除く全議員をもって構成された特別委員会でありますので、詳細は省略させていただき、審査結果を報告いたします。

平成20年度一般会計予算については、対前年度比14.8%減の予算総額142億2千万円となっており、特別会計と水道事業及び富来病院事業会計を合わせた13会計で、総額270億3千万円余りとなっております。

審査の結果、議案第33号ないし第45号の各会計予算については、いずれも全会一致をもって、それぞれ原案のとおり、可決すべきものと決した次第であります。

なお、執行部におかれては、委員会での審査の過程において、各委員から出された貴重なご意見、要望等を十分に踏まえ、町民の負託に応えられるよう、適正かつ的確なる予算執行にあたられることを要望するものであります。

現在、地方財政は、税制改正を受けて地方への税源移譲が実施をされ、地方分権の財政面における改革であった「三位一体の改革」が評価段階を迎えたところでありますが、地方財政を取り巻く情勢は、都市と地方との格差はかなりあります。また、同改革に伴い所得税から個人住民税へ税源移譲されたことを受け、税の公平負担の原則に基づき市町村では更なる徴収強化を図っていかねばなりません。

当町においては、志賀原子力発電所2号機にかかる大規模償却資産の

課税が2年目となりますが、前年度から比べて5億円余りの減少となり、年々減少することが見込まれ、この一時的財源におぼれることなく健全財政の堅持を図り、下水道事業をはじめとする各特別会計への繰出金、公債費負担、各種公共施設等の管理運営費の財政負担に対応すべく財政調整基金等へ将来に向けて積み立てをして、進展する少子・高齢化に対応した介護・福祉等の事業や、各種子育て支援策の更なる充実、保育施設・小学校の再編整備をはじめとする教育環境の整備、若者定住促進対策などの住環境整備、産業振興の行政サービスを堅持してもらいたいと思います。

一方で、昨年、地方自治体の財政健全度を測る4つの指標の公開を義務付ける地方公共団体の財政の健全化に関する法律が成立したことにより、町民が今まで以上に負担とサービスの連動性を理解する機会となり、町財政に関心を寄せると思われます。

時々の社会情勢によって多様化する行政需要に的確に対応していくには、事業の取捨選択は当然であります。将来の健全財政の確保に向け、行政と議会が一体となり、議論や検証検討を重ね、住民の理解を得ながら、行財政改革を推し進めるべきと考えます。

執行部はじめ、職員ひとり一人が、これまでの体制等にとらわれることなく、効率的かつ効果的な予算執行を念頭におき、住民福祉の向上に鋭意努力されることを要望いたしまして、予算特別委員長報告とさせていただきます。

林 一夫議長 委員長の報告を終わります。

(質 疑)

林 一夫議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(発言なし)

林 一夫議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

林 一夫議長 これより、以上の各案に対する討論に入ります。

(発言なし)

林 一夫議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

林 一夫議長 これより、採決いたします。

まず、町長提出 議案第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 17名)

林 一夫議長 起立全員。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

次に、町長提出 議案第5号ないし第12号を一括して採決いたします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

以上の各案は、委員長の報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上の各案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

次に、町長提出 議案第14号ないし第16号を採決いたします。

各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 17 号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。
次に、町長提出 議案第 18 号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。
続いて、町長提出 議案第 19 号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。
次に、町長提出 議案第 20 号ないし第 21 号を採決いたします。
以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
以上の各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。
よって、以上の各案は委員長報告のとおり、可決されました。
続いて、町長提出 議案第 22 号ないし第 26 号を採決いたします。
以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
以上の各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。
よって、以上の各案は委員長報告のとおり、可決されました。

次に、町長提出 議案第27号及び第28号を採決いたします。
各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。
よって、各案は委員長報告のとおり、可決されました。
続いて、町長提出 議案第29号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めま
す。
(起立 17名)

林 一夫議長 起立全員。
よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。
次に、町長提出 議案第30号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めま
す。
(起立 17名)

林 一夫議長 起立全員。
よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。
続いて、町長提出 議案第31号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。
次に、町長提出 議案第32号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めま
す。

(起立 17名)

林 一夫議長 起立全員。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 17名)

林 一夫議長 起立全員。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

次に、町長提出 議案第34号ないし第45号を一括して採決いたします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

以上の各案は、委員長の報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上の各案は、委員長報告のとおり、可決されました。

日程第3 . 各常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査事項の
閉会中の継続審査の件

林 一夫議長 続いて、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配布のとおり、所管事務調査の閉会中継続審査の申し出がありましたので、これを議題といたします。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

細川町長が、発言を求めておりますので、これを許します。

細川 義雄町長 はい、議長。

議長さんのお許しをいただきましたので、去る4日から開会されました平成20年第1回の志賀町議会定例会の終わりにあたり、一言御礼の言葉を述べさせていただきます。

今議会では、新年度の当初予算は、一般会計、特別会計及び企業会計を合わせますと総額270億3千万円余りとなりました。また、平成19年度の補正予算、条例の制定・改廃、あわせまして議案42件を上程させていただいたわけではありますが、議員各位には真摯にご審議を賜り、全議案を可決いただき、本日閉会を迎えましたことに対しまして、心から厚く御礼を申し上げます。

会期中に議員各位の皆さんからいただきました御指摘、御提案などを十分に踏まえて、更なる行財政改革に努め、真に町民が安全で安心して暮らせる町づくりを念頭に予算の執行にあたる所存であります。特に来年度は、新町まちづくり計画による事業が具現化する、所謂新志賀町の基盤作りの年度と位置付け、各種事業に邁進いたしたいと思っておりますので、御支援と御協力をお願い申し上げます。

なおまた、会期中、志賀原子力発電所2号機の再起動申し入れについて、緊急に全員協議会の開催をお願いいたしましたところ、日曜日にもかかわらず協議をいただきました。

私といたしましては、住民の代表である議会の意見を重く受け止め、さらに、地元赤住区や町の原子力安全推進協議会、原子力安全・保安院、県の原子力安全管理協議会など、所謂関係する各種機関での意見を尊重し、再起動についての最終判断をさせていただきたい、このように思っております。

皆さんが異口同音におっしゃるように、私も北陸電力の再発防止策や体質改善の意識が一過性ではなく継続することが最も重要であると、このように認識しており、今後もさらに注視し、指導して参りたいと思っておりますので、議員各位の皆さんの御指導、御鞭撻を心からお願いを申し上げます。今議会の閉会にあたっての御礼の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございます。

(閉 議 ・ 閉 会)

林 一夫議長 以上をもちまして、本日の日程をすべて終了し会議を閉じます。

これをもちまして、平成20年第1回志賀町議会定例会を閉会いたします。

(午後2時40分 散会)

議長報告

1．議長報告第6号

閉会中継続審査について

議会運営委員会委員長

産業建設常任委員会委員長

総務常任委員会委員長

教育民生常任委員会委員長

2．議長報告第7号

陳情について

- ・ 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情
- ・ 「非核日本宣言のよびかけ」に賛同し、政府に対し意見書の提出を求める陳情
- ・ 原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書についての陳情

3．議長報告第8号

委員会審査報告

予算特別委員会委員長

産業建設常任委員会委員長

教育民生常任委員会委員長

総務常任委員会委員長

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長

志賀町議会議員

志賀町議会議員